

路外駐車場の届出について

1. 路外駐車場設置等に関する届出の概要

(1) 路外駐車場設置（変更）の届出（駐車場法第12条）

以下の3つの要件に該当する路外駐車場については、「駐車場法」「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、本市への届出が必要です。

- ① 一般公共の用に供する駐車場（誰もが利用できる駐車場である）
- ② 駐車のに供する面積（駐車ますの面積）の合計が 500 m²以上である。
- ③ 利用者から駐車料金を徴収する。

また、百貨店等店舗及び病院の駐車場であっても、厳密に、当該建物の利用者のみ利用に限定される場合（駐車場に専用駐車場であると明示されているだけでなく、駐車場の入口で管理人等が一般の利用を排除している場合等が該当）以外は、「一般公共の用に供する」として扱われます。

駐車場以外の施設を、一時的かつ短期間であっても臨時駐車場として運用する場合にも、上記要件に該当すれば、届出が必要となります。

※平成18年11月30日の改正駐車場法の施行により、自動二輪車（専用及び自動車との併用）駐車場も新たに届出の対象となりました。

(2) 路外駐車場管理規程（変更）の届出（駐車場法第13条）

(1)の路外駐車場を開設する時は、運営の基本となる管理規程を定め、営業開始10日以内に届出をする必要があります。

また、既に届け出ている管理規程を変更しようとする場合も同様です。

(3) 路外駐車場の休止、廃止、再開の届出（駐車場法第14条）

路外駐車場の設置について既に届出のある駐車場の全部又は一部を休止または廃止した時は、10日以内に届出をする必要があります。

また、休止の届出がなされている駐車場を再開した時も10日以内に届出をする必要があります。

(4) (1) ~ (3) のまとめ

	届け出なければならない事項	届け出る時期
1	路外駐車場設置 (変更)	設置工事に着手するまで
2	管理規程の制定、変更	制定、変更後 10 日以内
3	路外駐車場の休止、廃止、再開	休止、廃止、再開 10 日以内

(5) 立ち入り検査、是正命令等 (駐車場法第 18 条、19 条)

担当職員は、路外駐車場の管理者に対して、報告や関係資料の提出を求めることがあります。また、路外駐車場の構造又は施設や業務の運営が駐車場法及びその関係法令に違反していると認められる場合には、その是正のために必要な措置をとるまでの間、路外駐車場の供用停止を命ずることがあります。

(6) 罰則規定 (駐車場法第 21 条~24 条)

(1) ~ (3) の届け出を怠った場合や、立ち入り検査を妨害した場合、是正命令に従わなかった場合などには、罰金刑が課せられることとなります。

罰則についての詳細は、駐車場法第 21 条~24 条を参照してください。

2. アイドリング・ストップの周知について

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」第 41 条の 3 により、500 m² 以上の駐車場については、看板、放送、書面等により駐車場利用の場合には原動機を停止すべきことの周知のための措置を講じる必要があります。

3. 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第12条に関する届出書について

(1) 対象駐車場

駐車場法第12条の規定による届出をしなければならない路外駐車場（建築物又は建築物特定施設を除く）であって、車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設（「路外駐車場車いす使用者用駐車施設」といいます）を一以上設けなければならない、その構造及び設備については次の3つの基準すべてを満たさなければなりません。

ただし、自動二輪車（側車付きのものを除く）の専用駐車場については、対象となりません。

(2) 設置基準

a) 路外駐車場車いす使用者用駐車施設について

基準① 幅3.5m以上とすること。

基準② 路外駐車場車いす使用者用駐車施設又はその周辺に、当該施設である旨を、標示板や塗装標示などにより表示すること。

また、塗装標示は、車体用スペース床面に国際シンボルマーク、乗降用スペース床面に斜線標示を行うものとする。

基準③ 道、公園、広場その他の空地までの経路（路外駐車場移動等円滑化経路）の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

b) 基準③ 路外駐車場移動等円滑化経路について

路外駐車場車いす使用者用駐車施設から、道、公園、広場その他の空地までの経路のうち、一以上を次の4つのすべてに適合する高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という）にしなければならない。

- ・路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りではない。

- ・路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路（段に代わり又はこれに併設するものに限る。）は次に掲げるものとする。

- ア) 幅は、段に変わるものにあつては、120cm以上、段に併設するものにあつては、90cm以上とすること。

- イ) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては8分の1を超えないこと。

- ウ) 高さが75センチを超えるもの（勾配が20分の1を超えるもの

に限る) にあっては、高さが **75cm** 以内ごとに踏幅が **150cm** 以上の踊場を設けること。

エ) 勾配が **12** 分の **1** を超え、又は高さが **16cm** を超え、かつ、勾配が **20** 分の **1** を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

・路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、**80cm** 以上とすること。

・路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、

ア) 幅は、**120cm** 以上とすること。

イ) **50m** 以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

c) 特殊装置を用いる場合

国土交通大臣がその特殊装置が上記 **ab** の基準による構造又は設備と同等以上の効力があると認めた場合においては、上記 **ab** の基準は適用しない。

(3) 設置台数について

路外駐車場移動等円滑化基準（省令）により、路外駐車場を設ける場合は、必ず **1** 台以上設置しなければなりません。

一方で、大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインでは、望ましい整備として、駐車台数を以下の表の台数を推奨しているため、池田市としては、以下の表を参考とします。

駐車場の規模：路外駐車場車いす使用者用駐車施設の目安

～50 台	1 台以上
51～100 台	2 台以上
101～150 台	3 台以上
151～200 台	4 台以上
201 台	1%+2 台以上

4. 届出の方法、添付書類

(1) 設置（変更）届出書（駐車場法第 12 条） 正副 2 部提出

設置工事に着手するまでに届出してください。ただし、変更届の場合は、施設等の変更にかかる部分についてのみで結構です。

届出書は 2 部必要です。

(1 部は池田市で保管し、1 部は届出者にお返しします。)

設置（変更）届出に必要な書類は、次のとおりです。

番号	必要書類	縮尺	備考
1	設置（変更）届出書		様式 1 (駐車場法施行規則第 2 条)
2	付近見取図	1/10,000 以上	
3	駐車場配置図	1/200 以上	
4	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 12 条届出書		第 2 号様式 (建築物又は建築物特定施設でない路外駐車場のみ)
5	届出駐車場チェックシート		参考 (自己確認用)

ア) 駐車場配置図においては、駐車場の区域、車室の配置、周囲の道路の状況、出入口の大きさ、構造、駐車場内の設備、車いす使用者用駐車場施設、移動等円滑化経路その他の主要な施設がわかる必要があります。

イ) 建築物の駐車場の場合は、次の図面も添付してください。(スロープ勾配を必ず記入下さい。)

○ 平面図 (1/200 以上) : 駐車場のある階のみで足りません。

○ 立面図 (1/200 以上) : 2 面以上

○ 断面図 (1/200 以上) : 2 面以上

ウ) 一般公共の用に供する部分と、それ以外の部分が混在する場合は、それぞれ色分け等で標示してください。

エ) 別紙 (第 2 号様式) の届出書については、平成 18 年 12 月 20 日より、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく届出が必要となりましたので、設置届と併せて届出してください。

(2) 管理規程（変更）届 正副 2 部提出

供用開始後（変更の場合は、営業内容の変更後）10 日以内に届出してください。新規の場合は、できるだけ設置届と同時に供用開始前に提出してください。届出書は 2 部必要です。

（1 部は池田市で保管し、1 部は届出者にお返しします。）

届出に必要な書類は、次のとおりです。

- ・路外駐車場管理規程（変更）届出書（様式 2、3）
- ・管理規程の写し

管理規程には、次の事項を定めなければなりません。

- i 駐車場の名称
- ii 駐車場の管理者の氏名及び住所
- iii 休業日、供用時間の開始及び終了の時刻
- iv 駐車料金（確定額）
- v 前項以外の駐車場の供用契約に関すること
（駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項を含むものでなければなりません）
- vi 構造上駐車することができない自動車
- vii 駐車場業務に附帯して行う業務（例：洗車場、燃料販売、自動車修理、売店等）の概要

ただし、管理規程は、法第 13 条、同法施行令第 16 条及び同法施行規則第 3 条の規定を遵守していることを確認してください。

(3) 廃止、休止、再開届 正副 2 部提出

発生日の 10 日以内に、廃止届（様式 4）、休止届（様式 5）、再開届（様式 6）を届出してください。ただし、一部休止又は一部再開の場合は、休止又は再開する部分を明示した縮尺 1/200 以上の平面図を添付してください。届出書は 2 部必要です。

（1 部は池田市で保管し、1 部は届出者にお返しします。）

届出に必要な書類は次のとおりです。

- ・路外駐車場設備（休止、廃止、再開）届出書
別紙様式に従ってください。
- ・付近見取り図（1/10000 以上）
- ・駐車場平面図

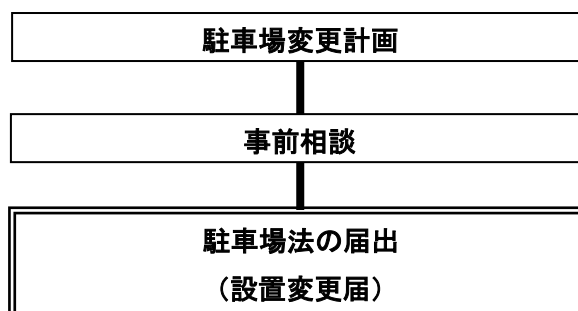
一部休止の場合は、図面に休止する部分を明示してください。

(4) 手続きの流れ

< 駐車を設置しようとする場合 >



< 駐車場の内容を変更とする場合 >



5. 届出書の記入方法

(1) 路外駐車場設置（変更）届出書の記入方法

A 路外駐車場設置（変更）届出書

新規の届出の場合は、（変更）部分を2本線で消してください。

変更の届出の場合は、「変更」の文字をまるで囲んでください。また、変更前を黒字で記入したうえで、変更箇所を朱字で記入してください。

B 駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

駐車場管理者とは、届出義務のある駐車場の経営を行おうと意志決定できる方をいいます。駐車場の管理委託だけをされる方は、これにはあたりませんのでご注意ください。

（駐車場管理者が法人の場合、その代表者の変更については、届出の変更は必要ありませんので、ご注意ください。）

a：土地所有者、借地人等

b：駐車場を管理する人

- ① aが届出義務のある駐車場を設置しようとし、その管理をbに委託するケースは、駐車場管理者がaになります。
- ② aが駐車場を設置し、その運用をbに委託。そしてbの意志で届出義務のある駐車場を設置するケースは、駐車場管理者がbになります。
- ③ aが土地の運用をbに委託し、bがその運用を届出義務のある駐車場とするケースは、駐車場管理者がbになります。

例 (法人) 〒〇〇〇-〇〇〇〇

池田市城南1丁目1番1号

池田〇〇パーキング株式会社

代表取締役 池田太郎 印

1 駐車場の名称

例 〇〇駐車場

2 駐車場の位置

駐車場の所在地をできるだけ住居表示で記載してください。

3-イ 駐車場の区域の面積

建築敷地の面積を記載してください。（事務所などに併設された駐車場の場合も、事務所を含めた建築敷地の面積を記入してください。）

3-10 駐車場の用に供する部分の面積

駐車場の用に供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車のため必要な施設の総面積について記載してください。

a-(A) 建築物である部分の駐車場の用に供する部分の面積

駐車場の面積をいいます。車路等の面積は入りません。特殊装置（機械式駐車場装置）の場合は、1台あたり15㎡で計算します。

- ・一般公共の用に供する部分・・・一時預かりする部分の駐車場の面積と台数
- ・それ以外の部分・・・上記以外の月極、専用駐車場の駐車場の面積と台数

(注1) 四輪車及び特定自動二輪車併用とは、敷地内において四輪車と特定自動二輪車がそれぞれ駐車場所が区別されている状態のことをいいます。

(注2) 四輪車の車室が空いている場合に、その車室に特定自動二輪車を駐車させる場合は、併用ではなく供用扱いであるため、四輪車専用欄に記載してください。

a-(B) 車路等の面積

建築物である部分の延床面積から a-(A) を除いた面積を記載してください。（管理事務所や駐車場附属建築物の面積も含まれます。）

b-(C) 建築物でない部分の駐車場の用に供する部分の面積

駐車場の面積をいいます。車路等の面積は入りません。工作物となる特殊装置（機械式駐車装置）の場合は、1台あたり15㎡で計算します。

- ・一般公共の用に供する部分・・・一時預かりする部分の駐車場の面積と台数
- ・それ以外の部分・・・上記以外の月極、専用駐車場の駐車場の面積と台数

(注1) 四輪車及び特定自動二輪車併用とは、敷地内において四輪車と特定自動二輪車がそれぞれ駐車場所が区別されている状態のことをいいます。

(注2) 四輪車の駐車場が空いている場合に、その駐車場に特定自動二輪車を駐車させる場合は、併用ではなく供用扱いであるため、四輪車専用欄に記載してください。

b-(D) 車路等の面積

駐車場施設部分のうち、建築物でない部分の面積から b-(C)を除いた面積を記載してください。

4 構造

イ 建築物である部分

建築物の階数、建築面積、構造上の種別（鉄筋コンクリート造、木造、耐火構造等の別）、避難階段の数を記載してください。なお、建築物の一部にある駐車場については、その旨を記載してください。

ロ 建築物でない部分

車路、駐車のに供する部分について、アスファルト舗装、砂利敷舗装等を記載してください。

5-イ 特殊の装置

a 特殊装置の有無

「有」または「無」のいずれかを記載してください。

b 大臣認定の概要

「認定の番号」は、駐車場法施行令第 15 条の規定による国土交通大臣の認定番号を記載してください。

「特殊の装置の名称等」は、装置の名称（商品名）、製造者名等を記載してください。

5-ロ それ以外の設備

特殊の装置以外の管理事務所、料金徴収所、警報装置、消火設備、換気装置、照明装置等を記載してください。

6 附帯業務のための施設

駐車施設部分で行う有料業務（例、洗車場、燃料販売、自動車修理、売店等）を記載してください。ない場合は「なし」と記載してください。

7 従業員概数

附帯業務を含めて、駐車場の管理に従事する人数を記載してください。

8 供用(予定)日

営業を開始しようとする日を記載してください。

(2) 管理規程届、管理規程変更届の記入方法

① 路外駐車場管理規程（変更）届出書

変更の届出の場合は、変更前を黒字で記入した上で、変更箇所を朱字で記入してください。

② 駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

駐車場管理者とは、届出義務のある駐車場の経営を意思決定できる方をいいます。駐車場の管理だけをされる方は、これに該当しませんのでご注意ください。

(駐車場管理者が法人の場合、その代表者の変更については、届出の必要はありませんのでご注意ください。)

③ 管理規程の写しをこの届出書に添付してください。管理規程の例を記載（別紙）しておりますので、参考にしてください。

【管理規程の際の主な注意事項】

1. 駐車場の名称、位置

駐車場の所在地は、できるだけ住居表示で記入してください。

2. 駐車場管理者の氏名及び住所

②と同じ管理者の氏名と住所を記入してください。

3. 供用時間

24時間営業の場合は、「24時間営業」もしくは「終日」と記入してください。また、休業日がなければ「なし」と記入してください。

4. 駐車料金

確定額を記入してください。

5. 供用契約に関する事項

駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項については、必ず記入してください。

6. 構造上駐車することができない自動車

「外車お断り」等の表現はできません。物理的に駐車できない自動車の寸法及び重量を表示してください。

(3) 廃止、休止届、再開届出書の記入方法

届出書の例を記載（別紙）しておりますので、参考にしてください。